

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年7月6日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第30号

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年墨田区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

6,877円	8,600円	11,420円	12,960円	15,500円	16,529円
5,664円	6,564円	8,001円	9,650円	10,845円	12,016円

」

を

「

7,005円	8,709円	11,427円	12,969円	15,510円	16,539円
6,105円	7,197円	8,916円	10,422円	11,433円	11,826円

」

に改め、同表備考2第2号中「医師及び歯科医師にあつては4年、薬剤師にあつては5年」を「4年」に改め、同表備考2中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）別表（経験年数が25年以上である学校薬剤師の補償基礎額に係る部分及び備考2を除く。以下この項において同じ。）の規定は、平成27年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 新条例別表（経験年数が25年以上である学校薬剤師の補償基礎額に係る部分及

び備考2に限る。以下この項において同じ。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で施行日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 適用日から施行日の前日までの間において、この条例による改正前の別表(経験年数が25年以上である学校薬剤師の補償基礎額に係る部分を除く。以下同じ。)の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金(適用日から施行日の前日までの間に係る部分に限る。)並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償(適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。)として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。